

発表事項

- 1 令和元事業年度事業状況及び決算
 - (1) 一般会計
 - (2) 前期高齢者特別会計等
- 2 令和2事業年度一般会計収入支出予算変更
- 3 法改正に伴う支払基金定款の一部変更及び社会保障・税番号制度会計収入支出予算変更
- 4 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う報告事項
 - (1) 政府の緊急事態宣言による基金業務への影響
 - (2) 令和2年5月診療分の診療報酬等概算前払の実施状況

5 介護納付金の算定に係る新たな業務手順の作成

- 6 令和元年度の診療報酬等確定状況（平成31年4月～令和2年3月診療分）
- 7 令和元年度の審査状況（令和元年5月～令和2年4月審査分）
- 8 令和2年4月審査分の審査状況
- 9 令和元年度の特別審査委員会の取扱状況（令和元年5月～令和2年4月審査分）
- 10 令和2年6月審査分の特別審査委員会取扱状況
- 11 本部監事監査結果報告
- 12 令和2年度第2期（5月）分の後期高齢者支援金等収納状況

介護納付金の算定誤り再発防止に向けた新たな業務手順の構築

経緯

- 昨年12月、令和2年度の介護納付金の諸係数及び基礎数値について徹底的に精査を行う中で、再発防止策の趣旨を踏まえ、当該年度だけでなく過去に遡って確認したところ、平成30年度及び平成31年度の介護納付金の額の算定に用いた諸係数の一部に誤りがあり、医療保険者の介護納付金の額に過不足額が生じたことが判明
- 令和元年12月27日に厚生労働大臣から厚生労働省老健局長と支払基金理事長に対して、老健局と支払基金の両者が一体となって、業務を洗い出した上、両者の業務を包括し、複層的チェックを中心とした新たな業務手順を検討し、令和2年6月から新たな業務手順に基づき業務がスタートできるよう両者で成案を得て報告するよう指示があった

業務手順基本方針（骨子）

- ① 老健局及び支払基金において、三者間（医療保険者、支払基金、老健局）の情報の流れに則した年間業務の包括的な洗い出し及び業務内容の確認
 ※その他、医療保険者の新設等により随時生じる業務についても、老健局・支払基金双方により確認
- ② 老健局・支払基金双方による複層的チェックの実施とチェックシートによる確認結果の見える化
 - ・ 介護納付金算定に必要な諸係数に係る基礎数値を老健局と支払基金双方で確認
 - ・ 老健局と支払基金は、これまでそれぞれが担当する諸係数を算出していたが、今後は双方で全て算出し、突合
 - ・ 医療保険者ごとの介護納付金額を新たに老健局においても算出することとし、支払基金が算出した額と突合
- ③ 制度改正時における業務内容の確認

スケジュール

